



山形県公報

平成29年12月8日(金)
第2901号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……1203
- 同……………(同) ……1204
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(林業振興課) ……同

### 企業局関係

#### 告 示

- 昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正……………同

### 公 告

- 平成29年度自衛官候補生の募集……………(市町村課) ……1205

## 告 示

### 山形県告示第823号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営塩井地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営塩井地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
米沢市役所
- 縦覧に供する期間  
平成29年12月8日から平成30年1月12日まで
- その他
  - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第824号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営宮地地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営宮地地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
川西町役場
- 縦覧に供する期間  
平成29年12月8日から平成30年1月12日まで
- その他
  - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第825号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 解除予定保安林の所在場所  
北村山郡大石田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**企業局関係****告 示****山形県企業告示第5号**

昭和54年3月県企業告示第1号（県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年12月8日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

- 出納取扱金融機関の表中「最上郡金山町大字金山406番地」を「最上郡金山町大字金山407番地」に改める。

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成29年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 募集期間等

| 募集種目           | 募集期間                           | 試験期日          | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称     | 採用時期      |
|----------------|--------------------------------|---------------|------------------------------|--------|------------|-----------|
| 自衛官候補生<br>（男子） | 平成29年12月9日（土）から平成30年1月19日（金）まで | 平成30年1月28日（日） | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地 | 試験合格者のみ通知 |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話番号023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話番号023(630)2075）に問い合わせること。

平成29年12月 8 日印刷  
平成29年12月 8 日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県